

重 要

工事費内訳書の提出義務化について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、平成27年4月1日以降に公告又は指名通知を行う公共工事の入札に参加する建設業者は、入札書とともに入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することが義務付けられました。

つきましては、入札心得等を熟読の上、入札書とともに、工事費内訳書を必ず提出してください。

工事費内訳書を提出しない場合は、その者のした入札を**無効**とします。また、提出された工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある場合は、入札を原則として**無効**としますので注意してください。

入札が無効となる工事費内訳書の例

- ◆白紙である場合（必要な内訳レベルが記載されていない場合を含む。）
- ◆他の工事の内訳書である場合
- ◆工事費内訳書のほか、無関係な書類が添付されている場合
- ◆工事費内訳書が特定できない場合

例）工事費内訳書を複数提出している（複数のシートがあるエクセルファイルが提出されている等）

- ◆提出者名、工事名に誤記がある場合

※外字、旧字は誤記とみなしません。

※入札書の提出者が共同企業体である場合、代表者名のみの記載とならないように注意してください。

	本来すべき記載	誤 記
提出者名	A工業・B建設〇〇工事共同企業体	A工業
工事名	〇〇線 道路改良第1工区工事	〇〇線 道路改良第2工区工事

いずれも無効

- ◆入札金額と工事費内訳書に記載された工事価格に著しい相違がある場合
- ◆工事費内訳書に記載された工事価格と内訳を合計した額とに相違がある場合

例）指示された内訳の全部又は一部の記載がない。

例）計算ミス